

福島省エネ家電購入応援キャンペーンにおける
よくある申請誤りについて

令和5年3月1日

No	よくある申請誤り	解説
1	レシート/領収書に店舗の押印・サイン等がない	販売店においては、レシート/領収書をお客様に交付する際に、 キャンペーンチケットを配布したことが分かるように、押印・サイン等をしてください。
2	保証書に型番の記載がない	メーカー発行の保証書には、型番の記載が必須となりますので、保証書に型番を記入する欄が無い場合でも、 各店舗において型番を記入してください。
3	領収書に型番の記載がない	レシート/領収書には、購入製品の型番、購入日、購入金額、購入店舗が記載されている必要があります。 領収書を発行する場合でも、各店舗において購入製品の型番を忘れずに記載してください。 ※品名だけでなく、型番まで記入してください。 (誤) エアコン1台、照明器具1台 (正) エアコンAY〇〇-〇〇、照明AA〇〇-〇〇
4	LED照明器具の設置前の写真に、買い替え前の照明器具本体が写っていない。	LED照明器具の設置前の写真では、買い替え前に設置していた設備本体を写したものを提出してください。 買い替え前の設備本体を取り外し、シーリング部分しか写っていない写真の場合、再申請が必要となる場合があります。 買い替え前の設備を取り外している場合は、当該設備を床に置いた状態で、設備全体が写るようにしてください。 なお、新築やリフォーム等により、新規にLED照明器具を導入する場合は、当該工事に係る契約書の写真を提出してください。(当該工事の契約日は、購入対象期間である2月27日～7月20日の間である必要があります。)